

電子的診療情報連携体制整備加算に係る揭示

【電子的診療情報連携体制整備加算とは】

オンライン資格確認やマイナ保険証などを通じて電子的に診療情報をやりとり・活用する体制が整っている医療機関を評価するための診療報酬上の加算

厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保健医療機関を受診した患者様に対して初診を行った際に算定できる加算です。

当院は「電子的診療情報連携体制整備加算2」の施設基準に係る届出を行っています。

【施設基準】

1オンライン請求を行っている

2オンライン資格確認を行う体制を有している

3算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数または金額を記載した詳細な明細書が無償で交付している

4電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を有している

5マイナンバーカード保険証利用率（30%以上）

6マイナンバーカードの利用についてお声掛け、ポスター掲示を行っている

7マイナポータルの医療情報等に基づき、患者様から健康管理に関わる相談に応じ、十分な情報を取得して活用して診療を行うことについて当該医療機関の見やすい場所およびウェブサイト等に掲載している

8地域複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワーク（KChart）に参加している 2026年6月登録患者数：36,165名

※実際共有している医療機関 倉敷中央病院・岡山大学病院・笠岡第一病院

上記体制により令和8年7月1日より初診算定時に『電子的診療情報連携体制整備加算2』を月に1回に限り9点、再診算定時に月に1回に限り2点を算定します

外部システムを通じた質の高い診療提供を目指しておりますので、ご理解の程何卒よろしくお願い申し上げます。

医療法人 永山眼科クリニック